

4 景観形成基準

景観形成地区の区域では、建築物を建築する場合など、市への届出が必要となります。また届出にあたっては、景観形成基準に適合することが必要です。

(1) 届出が必要な行為

青梅駅周辺地区においては、良好な街なみの形成を誘導していくために、下表の行為が届出の対象となります。

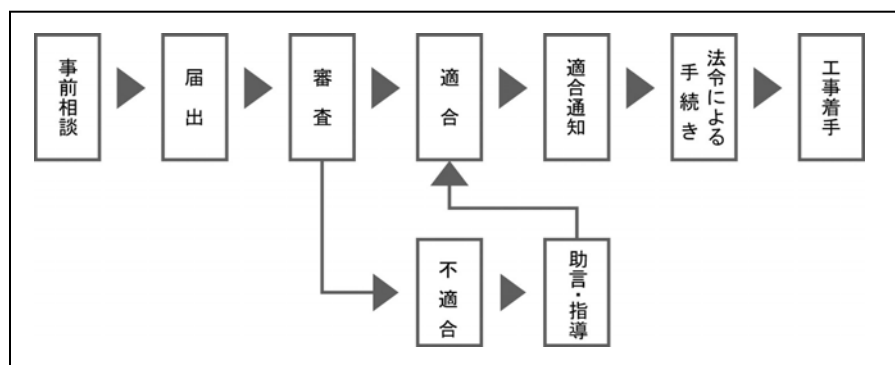
届出が必要な行為

届出の対象種類	届出の対象行為
建築物	新築、増築、改築、移転、除却または意匠の変更
工作物	新設、増設、改造、移転、除却または意匠の変更
広告物	表示、設置、改造、移転、除却または変更
土地の区画形質・土地利用	土地の区画形質の変更または土地利用の変更
石積み・樹木	石積みおよび樹木の設置または除却
その他	自動販売機の設置

工作物には、次のものも含まれます。

- (1) 垣、さく、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 日よけ、雨よけその他これらに類するもの
- (3) 煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- (4) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- (5) 高架水槽、物見塔その他これらに類するもの
- (6) 立体駐車場その他これらに類するもの

届出の手順



(2) 景観形成基準

青梅駅周辺景観形成地区は、里山と一体となったまちの風景が基調となり、その山ふところにひらけた青梅宿は様々な時代の歴史的建築物が街なみの特徴づけています。景観形成基準は、青梅宿の街なみの特徴づける歴史的建築物との調和と周辺の山なみへの眺めの保全を図るため、建築物・工作物・広告物などの形態や意匠に配慮することを地区の全体に共通する基本的な方向とします。

また青梅宿地区においては、特に歴史的景観を損なわないこと。本町周辺地区においては、歴史的景観との調和を図りつつ、人が集まる場所の魅力を高めていくこと。青梅駅前地区においては、まちの玄関口にふさわしい風情のある街なみを創出していくこと。これらをそれぞれの地区における配慮すべき事項として、景観形成基準を定めます。

景観形成基準

地区区分		青梅宿地区 西分町、住江町、本町、仲町、上町、森下町の一部	本町周辺地区 住江町、本町、仲町の一部	青梅駅前地区 本町の一部
建築物	基準			
	形態	街なみとしての一体性と連続性を損なわないものとする。 周囲の歴史的建築物に合わせ、違和感のないようにする。また、周辺からの見え方に配慮し、背後の丘陵への眺めを著しく妨げない形態とする。		
	用途		青梅街道に面する建築物の1階部分は、人が集まる場所の魅力を高めるよう、街なみの連続性と賑わいに配慮する。	駅前通りに面する建築物の1階部分は、人が集まる場所の魅力を高めるよう、街なみの連続性と賑わいに配慮する。
	色彩	周辺との違和感を感じさせない落ち着いた色彩に配慮する。	周辺との違和感を感じさせない落ち着いた色彩に配慮する。 小面積に用いるアクセント色は、基調色との相性の良い色を、全体の意匠の中でバランスよく使い、風情のある街なみを創出する。	
	屋根・軒 外壁・建具	各建物の全体デザインを尊重し、歴史的景観を損なわないものとする。		各建物の全体デザインを尊重し、風情のある街なみを創出する。
	建築設備等の 位置・形態	屋外に設ける設備は、公共空間から目立たない位置に設けるか、若しくは建物本体と一体的なデザインに努め違和感のないよう修景を図る。		
工作物	付帯駐車場の 位置・形態	青梅街道に面して設ける駐車場や車庫は、歴史的景観に配慮した修景を図る。		
	形態	周辺からの見え方に配慮し、背後の丘陵への眺めを著しく妨げない形態とする。		
	色彩	周辺との違和感を感じさせない落ち着いた色彩に配慮し、周辺に溶け込み目立たない着色等を工夫する。		
広告物	広告物は必要最小限の大きさとし、建物全体のデザインを尊重し、歴史的景観を損なわないものとする。			
土地の区画形質、 土地利用 石積み・樹木	歴史的景観を損なわないものとする。			
自動販売機	歴史的景観を損なわない意匠とする。			

景観形成基準の地区区分



【参考 都市計画制限】

用途地域



凡例	用途地域	容積率・建ぺい率	防火地域・準防火地域の構造制限		
			防火地域・容積率400%以上	準防火地域・建ぺい率50%以上	
	商業地域	500%・80%	防火地域 容積率400%以上	階数が3以上、又は、延べ面積100㎡を超えるもの それ以外のもの 小規模のもので一定の防火措置を講じたものは除く	耐火建築物 準耐火建築物、 又は、耐火建築物
	近隣商業地域	300%・80%		準防火地域 建ぺい率50%以上	地階を除く階数が4以上、又は、延べ面積1,500㎡を超えるもの
	第一種住居地域	150%・60%	延べ面積500㎡を超え、1,500㎡以下のもの		準耐火建築物、 又は、耐火建築物
	準工業地域 (第二種特別工業地区)	150%・60%	地階を除く階数が3以下、かつ、延べ面積500㎡以下のもの 地階を除く階数3 一定の防火措置を講じた木造は可		木造可

高度地区



防火地域・準防火地域



5 修理・修景基準

歴史的価値を有し景観形成を図るために重要な建築物(景観形成重要資源)について、歴史的建築物に沿った修理・修景を進めます。

また、地区内の歴史的建築物以外の一般の建築物について、歴史的景観に役立てるための修景も適切に進めます。

(1) 構造形式別の基準の設定

青梅宿とその周辺の歴史的建築物は、青梅のまちの歴史や産業・文化と密接な関わりを持って様々な外観を見せており、その外観的特徴から大きく4つの類型に区分できます。

これらの外観的特徴を活かして修理・修景を行う際には、各建物の外観を生み出している構造形式を踏まえる必要があります。そのため、修理・修景基準は構造形式別に設定します。

歴史的建築物の類型区分と構造形式

歴史的建築物の類型区分		構造形式		看板建築	工場
		町屋・近代和風建築	蔵		
		店蔵	土蔵	石蔵	
青梅の歴史の変遷を物語り、各時代の建築的特徴を持つ建物	1) 街道筋の拠点として賑わいを見せた青梅宿の基調となる建物				
	2) 産業の発展に伴う青梅の近代化を物語る建物				
	3) 近代化の中で取り入れられてきた流行の意匠を物語る建物				
長く利用される中で、特徴的な外観が既に青梅宿の歴史的景観となじんでいる建物					

(2) 修理・修景基準

修理・修景基準を設定します。

修理・修景基準

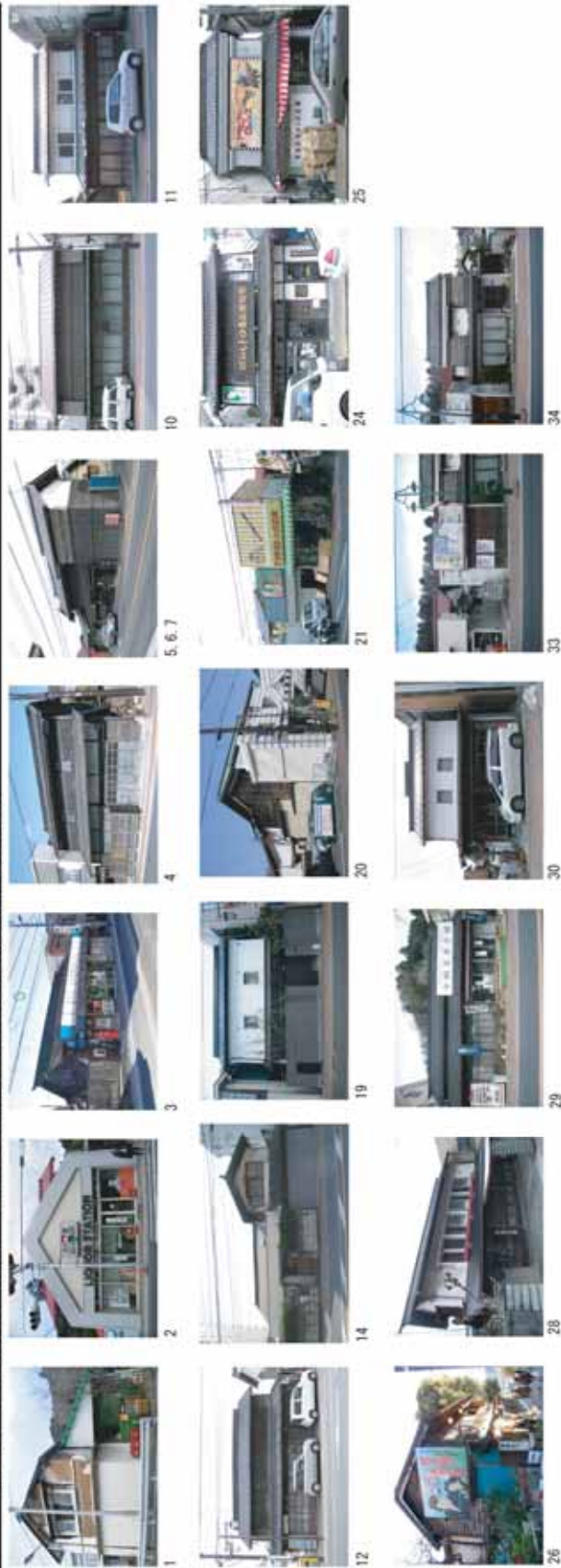
		修理基準 (歴史的建築物を修理する場合)	修景基準 (歴史的景観に積極的に役立てる場合)	
建築物	外壁の位置・規模	歴史的建築物の外観を保存するための修理を行う。	外壁の位置及び規模は、可能な限り歴史的建築物に従う。	
	形態	別表-1に示した歴史的建築物の構造形式別の建物特性を参照とする。ただし、別表-1のいずれにも該当しない建物特性がみられる場合、各々独自の形式・意匠にしたがって修理を行うものとする。	周囲の歴史的建築物に合わせ、違和感のないものとする。	
	意匠	色彩	本来の建物特性が、すでに失われている場合には、修景基準を参照とする。	別表-2に示した歴史的建築物の形態別の修景基準に従う。
		素材		
		屋根		
軒・庇		特に通常望見できる範囲は、周辺の街並みとの調和を図る。		
外壁・窓				
建具				

修理:経年変化に伴って破損の進んだ箇所を補修し、建物本来の健全な状態を回復させること。

修景:外観を周囲の歴史的景観に合わせて整えること。

I 青梅の歴史的变化を物語り、各時代の建築的特徴を持つ建物

I-1 街並筋にある拠点として賑わいを見せた青梅宿の基調となる建物（店蔵、町屋等）



I-3 近代化の中で取り入れられてきた流行の意匠を物語る建物（近代建築、近代和風建築、看板建築、看板建築等）



I-2 産業の発展に伴う青梅の近代化を物語る建物（工場、事務所、蔵等）



II 長く利用される中で、特徴的な外観がすでに青梅宿の歴史的景観となじんでいる建物



歴史的建築物の構造形式別の建物特性¹

別表-1

	町屋・近代和風建築			蔵造			工場
	街道沿いの建物	それ以外の建物	店蔵	土蔵	石蔵	看板建築	
構造	木造真壁造	木造真壁造	木造大壁造	木造大壁造	石造	木造大壁造	木造大壁造
階数	平屋 中2階建 2階建	平屋 2階建	2階建	2階建	2階建	2階建	平屋
形式	切妻・平入	切妻・平入 寄棟・妻入・平入	切妻・平入	切妻・妻入・平入	切妻・妻入・平入	切妻・妻入・平入 片流れ	のこぎり屋根 の開口部設置) (北側に採光用の開口部設置)
屋根	瓦葺: 4~6寸程度 金属板葺: 3~5寸程度	瓦葺: 4~6寸程度 金属板葺: 3~5寸程度	瓦葺: 4~6寸程度 金属板葺: 3~5寸程度	瓦葺: 4~6寸程度 金属板葺: 3~5寸程度	瓦葺: 4~6寸程度 金属板葺: 3~5寸程度	瓦葺: 4~6寸程度 金属板葺: 3~5寸程度	4~5寸程度
材料 (屋根、庇)	棧瓦葺 鉄板平葺・瓦葺葺	棧瓦葺 鉄板平葺・瓦葺葺	棧瓦葺 鉄板平葺・瓦葺葺	棧瓦葺 鉄板瓦葺葺	棧瓦葺 鉄板平葺・瓦葺葺	棧瓦葺 鉄板葺	鉄板平葺・瓦葺葺
外壁	下見板張 (漆喰塗)	下見板張 (漆喰塗)	白漆喰塗 (下見板張)	漆喰塗 (腰板付の場合下見板張)	石	バラベット立上げ モルタル、人造石洗出 銅板、鉄板	モルタル (腰板付の場合洋風下見板張)
出入口	引き違い木製ガラス戸 引き違い木製格子戸 (木製雨戸・木製戸袋)	引き違い木製ガラス戸 引き違い木製格子戸 (木製雨戸・木製戸袋)	漆喰塗の塗籠戸(引戸) 内側:木製ガラス戸または木製格子戸	漆喰塗の塗籠戸(引戸または観音開)	鋼製扉(観音開)	木製ガラス戸	木製ガラス戸
開口部	引き違い木製ガラス戸 引き違い木製格子戸 (木製雨戸・木製戸袋)	引き違い木製ガラス戸 引き違い木製格子戸 (木製雨戸・木製戸袋)	漆喰塗の塗籠戸(引戸または観音開) 内側:木製ガラス戸 鋼製格子	漆喰塗の塗籠戸(引戸または観音開) 内側:木製ガラス戸 鋼製格子	鋼製扉(観音開) 木製ガラス戸 鋼製格子	木製ガラス戸	木製ガラス戸
木部	素木 ²	素木 ²	素木 ²	素木 ²		塗装	塗装
基礎	切石 自然石	切石 自然石	切石 自然石	切石 自然石	切石 自然石	切石 自然石	切石 自然石

1 建築物の形式が本基準にいずれにも該当しない場合、建築物の特性に応じて個別に判断する。
2 防腐処理等の加工は必要に応じ行うものとする。

歴史的建築物の形態別の修景基準 1

別表-2

	町屋・近代和風建築		蔵造		看板建築
	店蔵	土蔵	石蔵		
素材	原則として伝統的素材や自然素材を用い、やむを得ない場合は色合いや素材など周囲の歴史的建築物と違和感のない材料を用いる。				
色彩	屋根材、壁面、建具等において、落ち着いた色彩を用い、周囲の歴史的建築物に調和した明度・彩度を基調とする。				
外観	歴史的建築物の外観をバラベツト等で覆わず、歴史的建築物の輪郭を表す。				
構造	用途地域の設定に基づき、耐火、防久またはそれらに準じる構造とする。				
階数	地上2階建以下とする。				
高さ	軒先の高さは5.5m以下とする。				
屋根	形式	街道沿いの建物は切妻造・平入を原則とする。それ以外の建物は切妻造または寄棟造を基本とし、妻入、平入とも可とする。	切妻造・平入を原則とする。	切妻造を原則とし、妻入、平入とも可とする。置屋根等、歴史的建築物の意匠・色彩・材料を参考にし、建物全体との調和を図る。	切妻造を原則とし、妻入、平入とも可とする。
	勾配	屋根、庇ともに瓦葺の場合4～6寸勾配の範囲とする。金属板葺の場合3～5寸勾配の範囲とする。			
	材料	瓦葺または杉・松・竹の檼瓦とする。瓦葺の場合、黒系ツヤ消しの檼瓦とする。金属板の場合、黒系または茶系の落ち着いた色彩とし、平葺または瓦葺とする。			原則として焼瓦を用いた瓦葺とする。黒系の落ち着いた色彩とする。
	軒廻り	軒の出は4尺(1212mm)以上5尺(1515mm)未満の範囲とする。納まりは周囲の歴史的建築物と調和したものとす。			
	下屋・庇	下屋または庇は一階正面の開口一杯に設け、下屋根からの軒の出は3尺(909mm)程度とする。			
外壁	原則として下見板張とし、自然の風合いを活かした色彩とする。	原則として漆喰塗とする。原則として同種の石材とする。石材の寸法は周囲の歴史的建築物の規格に合わせるものとする。	開口部の位置や規模に応じ、適度な庇を設ける。		必要に応じ、壁面の意匠と調和した庇を設ける。
		修景にあたっては歴史的建築物の意匠・色彩・材料を参考にし、建物全体との調和を図る。			建物の意匠・色彩・材料を参考にし、全体との調和を図る。
開口部	出入口	原則として引き違いの木製格子戸または木製ガラス戸を用い、建物正面に出入口を設ける。色彩に配慮したサッシの使用も可とする。	原則として漆喰塗の塗格子戸を用い、引戸または観音開とする。また、内側は木製ガラス戸または木製格子戸を用い、色彩に配慮したサッシの使用も可とする。	原則として漆喰塗の塗格子戸を用い、引戸または観音開とする。また、内側は木製ガラス戸または木製格子戸を用い、色彩に配慮したサッシの使用も可とする。	原則として正面に設ける。
	窓	原則として引き違いの木製格子戸または木製ガラス戸を用い、色彩に配慮したサッシの使用も可とする。			原則として木製ガラス戸を用い、引き違いまたは上げ下げ窓とする。色彩に配慮したサッシの使用も可とする。

1 建築物の形式が本基準にいずれにも該当しない場合、建築物の特性に応じ、個別に判断する。

■ 店 蔵

◆ 店蔵の修景基準

項目	基準
業 材	原則として伝統的素材や自然素材を用い、やむを得ない場合は、色合いや素材など周囲の歴史的建築物と違和感のない材料を用いる。
色 彩	屋根材、障子、障子裏に用いる、墨もろい・色紙を用いた歴史的建築物に調和した明度・彩度を確保とする。
外 観	歴史的建築物の外観をハコベツト等で覆わず、歴史的建築物の輪郭を表す。
構 造	用途地域の指定に基づき、耐火、防火等はそれぞれに準じらる構造とする。
階 数	地上2階建以下とする。
高 さ	軒先の高さは5.5m以下とする。
形 式	切妻造・平入造原則とする。
勾 配	屋根、窓などに、瓦葺の場合は $6\sim 8$ はな形の範囲とし、垂れ幕の傾斜は $3\sim 5$ 寸程度の範囲とする。
屋 根 材 料	瓦葺または杉皮葺の葺面材を装した金属葺造とする。 瓦葺の場合は、黒カワヤシの葺造とする。垂れ幕の場合は、黒カワヤシの葺造または色紙とし、平葺または瓦葺造とする。
軒 廻り	軒の出は4尺(1215mm)以上5尺(1515mm)未満の範囲とする。 軒まわりは周囲の歴史的建築物と調和したものととする。
下 屋・庇	下葺または庇は一階柱間の開口一枚に設け、下葺柱からの軒の出は3尺(900mm)程度とする。
外 壁	原則として漆喰塗とする。 その他の仕上げは歴史的建築物の意匠・色彩・材料を参考にし、建築物全体の調和を図る。 修景にあたっては歴史的建築物の意匠・色彩・材料を参考にし、建築物全体の調和を図る。
開 口 部	原則として木製障子戸または本製ガラス戸を用い、建築物正面に出入口を設ける。色紙に配したサッシの使用も可とする。
窓	原則として漆喰塗の障子戸を用い、引戸または金属網とする。 また、内側は本製ガラス戸を用い、色紙に配したサッシの使用も可とする。

屋根

瓦葺または杉皮葺の葺面材を装した金属葺造とする。



瓦葺または杉皮葺の葺面材を装した金属葺造とする。
瓦葺または杉皮葺の葺面材を装した金属葺造とする。
(上：屋根、下：障子)

軒廻り

軒の出は4尺(1215mm)以上5尺(1515mm)未満の範囲とする。軒まわりは周囲の歴史的建築物と調和したものととする。



軒廻りの例

勾配

屋根、窓などに、瓦葺の場合は $6\sim 8$ はな形の範囲とし、垂れ幕の傾斜は $3\sim 5$ 寸程度の範囲とする。

瓦葺または杉皮葺の葺面材を装した金属葺造とする。
瓦葺の場合は、黒カワヤシの葺造とする。垂れ幕の場合は、黒カワヤシの葺造または色紙とし、平葺または瓦葺造とする。

高さ

軒先の高さは5.5m以下とする。

外壁

原則として漆喰塗とする。その他の仕上げは歴史的建築物の意匠・色彩・材料を参考にし、建築物全体の調和を図る。



漆喰塗の壁

開口部(窓)

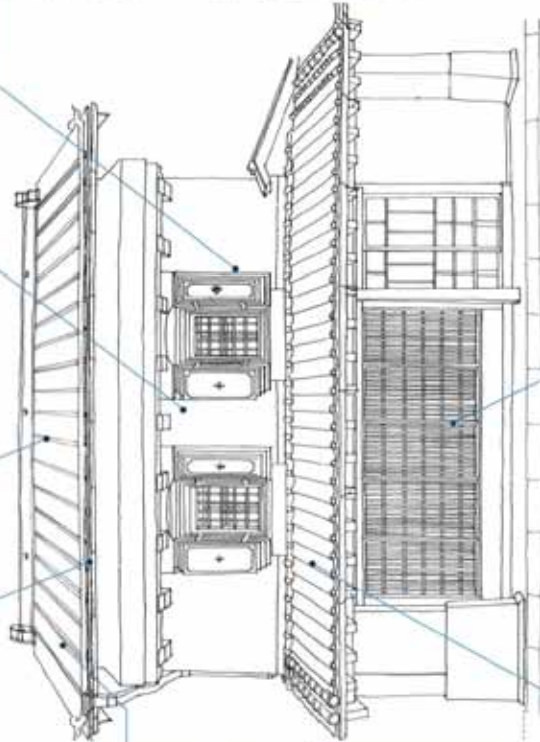
原則として漆喰塗の障子戸を用い、引戸または金属網とする。
また、内側は本製ガラス戸を用い、色紙に配したサッシの使用も可とする。



漆喰塗の障子戸、障子裏



漆喰塗の障子戸(引き違い)



開口部(出入口)

原則として木製障子戸または本製ガラス戸を用い、建築物正面に出入口を設ける。色紙に配したサッシの使用も可とする。

下屋・庇

下葺または庇は一階柱間の開口一枚に設け、下葺柱からの軒の出は3尺(900mm)程度とする。

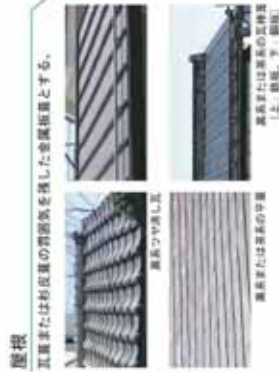


本製ガラス戸

木製障子戸

◆土蔵の修景基準

項目	基準
素材	原則として伝統的素材や自然素材を用い、やむを得ない場合は色合いや素材など周囲の歴史的建築物と違和感のない材料を用いる。
色彩	壁紙材、壁紙、建具等に用いる、傷み落ちた色彩を用い周囲の歴史的建築物に調和した色調・彩度を基準とする。
外觀	歴史的建築物の外形をバリエーションで覆わず、歴史的建築物の輪郭を表す。
構造	用途地域の規定に基づき、耐火、防火またはそれらに準じる構造とする。
階数	地上2階建以下とする。
高さ	軒先の高さは5m以下とする。
形式	切妻造を原則とし、毒入、平入とも可とする。屋根母等、歴史的建築物の屋根・色彩・材料を参考にし、建物全体との調和を図る。
勾配	原則、悉くなし。瓦葺の場合は4〜8°勾配の範囲とする。瓦葺葺基の場合は3〜5°勾配の範囲とする。
屋根材料	瓦葺または杉皮葺の茅葺を原則とした金葉葺とする。瓦葺母等、歴史的建築物の屋根・色彩・材料を参考にし、建物全体との調和を図る。
軒廻り	軒の出と納まりは周囲の歴史的建築物と調和したものとす。
下屋・庇	開口部の位置や傾斜に依り、適度な庇を設ける。
外壁	原則として漆喰塗とする。その際の仕上げは歴史的建築物の屋根・色彩・材料を参考にし、建物全体との調和を図る。
開口部	原則にあたっては歴史的建築物の屋根・色彩・材料を参考にし、建物全体との調和を図る。
出入口	原則として漆喰塗の差障戸を用い、引戸または襦首戸とする。また、内側は木製がラスタ戸または木製格子戸を用い、色彩に配慮したサッシの使用も可とする。
窓	



外壁

原則として漆喰塗とする。その際の仕上げは歴史的建築物の屋根・色彩・材料を参考にし、建物全体との調和を図る。



勾配

原則、悉くなし。瓦葺の場合は4〜8°勾配の範囲とし、金葉葺の場合は3〜5°勾配の範囲とする。

高さ

軒先の高さは5m以下とする。

軒廻り

軒の出と納まりは周囲の歴史的建築物と調和したものとす。

開口部（窓）

原則として漆喰塗の差障戸を用い、引戸または襦首戸とする。また、内側は木製がラスタ戸または木製格子戸を用い、色彩に配慮したサッシの使用も可とする。



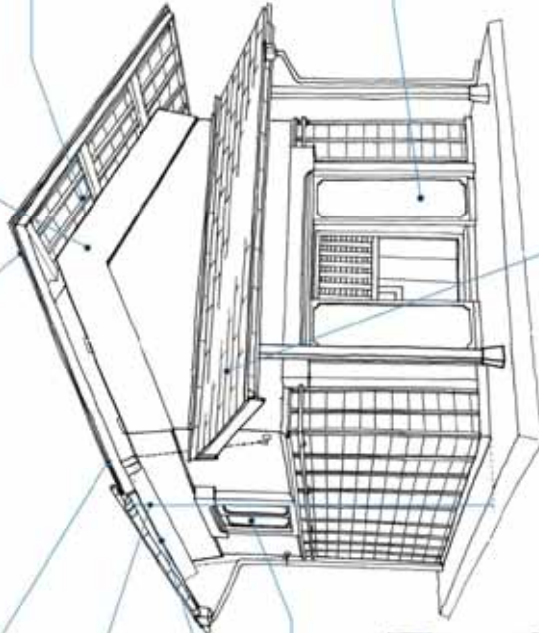
屋根形式

切妻造を原則とし、毒入、平入とも可とする。屋根母等、歴史的建築物の屋根・色彩・材料を参考にし、建物全体との調和を図る。



開口部（出入口）

原則として漆喰塗の差障戸を用い、引戸または襦首戸とする。また、内側は木製がラスタ戸または木製格子戸を用い、色彩に配慮したサッシの使用も可とする。



■ 石蔵

◆ 石蔵の修景基準

項目	基準
素材	原則として伝統的素材や自然素材を用い、やむを得ない場合は色合いや質感など歴史の建築物と違和感のない材料を用いる。
色彩	屋根材、壁、扉、障子等において、落ち着いた色彩を用い、周囲の歴史的建築物に調和した調度・彩度を基準とする。
外觀	歴史的建築物の外形をバラベツト等で覆わず、歴史的建築物の輪郭を表す。
構造	所定地域の制約に基づき、耐火、防火またはそれらに準じる構造とする。
間敷	地上を離陸以下とする。
高さ	軒先の高さは3.5m以下とする。
形式	は標準を原則とし、兼入、平入とも可とする。
	屋根、庇ともに、瓦葺の場合は4〜6寸の範囲とし、金属板葺の場合は3〜5寸の範囲とする。
屋根材料	原則として積瓦を用いた瓦葺とする。葺きの落ち着いた色彩とする。
軒廻り	軒の出と納まりは周囲の歴史的建築物と調和したものとす。
	開口部のはさみや障子に同じ、適度な庇を設ける。
外壁	原則として同様の石材とする。石材の寸法は周囲の歴史的建築物の規模に合わせるものとする。
開口部	縁起にあたっては歴史的建築物の縁起・色彩・材料を参考にし、建築物全体の調和を図る。
	原則として障子障子を用い、観音障とする。

屋根

原則として積瓦を用いた瓦葺とする。葺きの落ち着いた色彩とする。



葺き方や積し瓦

屋根形式

切妻造を原則とし、兼入、平入とも可とする。

勾配

屋根、庇ともに、瓦葺の場合は4〜6寸の範囲とし、金属板葺の場合は3〜5寸の範囲とする。

軒廻り

軒の出と納まりは周囲の歴史的建築物と調和したものとす。

庇

開口部の位置や障子に同じ、適度な庇を設ける。



庇廻りの透作障

開口部（出入口、窓）

原則として障子障子を用い、観音障とする。



2階開口部の高気密障（観音障）

高さ

軒先の高さは3.5m以下とする。

外壁

原則として同様の石材とする。石材の寸法は周囲の歴史的建築物の規模に合わせるものとする。



大石石を用いた石蔵の例

1階出入口の高気密障（観音障）
（障子の厚さをそのままにし、障子の縁起を改修した例）

■ 看板建築

◆ 看板建築の修景基準

項目	基準	
素材	原則として伝統的素材や自然素材を用い、やむを得ない場合は、色合いや素材など周囲の歴史的建築物と違和感のない材料を用いる。	
色彩	屋根材、壁面、舗装等において、遠く見えた色調を用い、周囲の歴史的建築物に調和した色調・彩度を基準とする。	
外観	前面にバルコニーを立ち上げた外観とする。	
構造	所轄地域の規定に基づき、耐火、防火等にはそれぞれに準じる構造とする。	
階数	地上2階建以下とする。	
高さ	バルコニーは3.5m以下とする。	
屋根	形式	
	勾配	
屋根	材料	
	軒張り	
下屋・庇		必要に応じ、壁面の重厚と調和した庇を設ける。
外壁		壁面の重厚・色彩・材料を参考にし、建築物全体の調和を図る。
		建築物の雰囲気と調和したものとする。
開口部	出入口	原則として正面に設ける。
	窓	原則として本装がラスタ戸を用い、引き違いまたは上げ下げ窓とする。色調に配慮したサッシの使用も可とする。

外壁

壁面の重厚・色彩・材料を参考にし、建築物全体の調和を図る。



チラソ仕上



人差し出し仕上



毛丸タカ仕上



網板仕上

外観

前面にバルコニーを立ち上げた外観とする。



庇

壁面の重厚と調和したものとする。



開口部（窓）

原則として本装がラスタ戸を用い、引き違いまたは上げ下げ窓とする。色調に配慮したサッシの使用も可とする。



開口部（出入口）

原則として正面に設け、建築物の雰囲気と調和したものとする。

高さ

バルコニーは3.5m以下とする。

